

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882



## 消費増税後の消費動向 食品や飲料など持ち直し

消費税率引き上げ後に落ち込んだ食料品や飲料などの売り上げが回復傾向にある。

内閣府によると、4月後半のスーパーの食料品や飲料(生鮮食品を除く)の売上高は、増税直後の4月前半より下落率が大幅に改善した。百貨店の売上高も回復傾向にあるが、家電量販店は低調だった。内閣府は増税後から週ごとに小売店などの販売動向を調

査。スーパーの売上高は加工食品、飲料・酒類、菓子類の3品目で算出。特に食品、飲料・酒類で売れ行きが回復している。

小売店への聞き取り調査によると、「前年比のマイナスの幅は週を追うごとに縮小している」として、消費者心理の冷え込みが徐々に改善し、景気が大きく落ち込む懸念は少ないとみている。

## パート・アルバイトから 業務改善の提案

飲食店のD社は、パート・アルバイトから業務改善のための提案を受け付けている。例えば、店舗の在庫管理において、資材の置き方を工夫して、一目で在庫数がわかる

ようにしている。資材の置き方などについては、基本的なルールがあるが、店舗固有の事情によって、個別に対応すべき点があり、これについては店舗ごとに工夫して対応している。

パート・アルバイトから改善提案を受けた場合には、提案のあった店舗で実践し、有効であると確認できたら正社員が本部に報告する仕組みになっている。

このような業務改善を行うことで、作業がスムーズに進められるようになったり、ミスを減らすことができ、結果として探し物や片付け、作業のやり直しなどの余計な手間を削減し、労働時間削減につながっている。

## 想定外に備える訓練 機械に頼らない能力を

化学メーカーのU社は、緊急時に化学反応を止める「安全装置」が壊れるという想定外のケースに備えた訓練を実施している。

「生産設備に異常が発生したにもかかわらず、安全装置が作動せず、化学反応が止まらない」といった過酷な事態を設定し、対応を学んでいる。機械に頼らなくても手動で反応を抑える訓練を実施するなど、緊急時に戸惑わないようにしている。

設備の高度化に伴い、「危険への感度」が低下していく懸念がある。機械の前に立ち、聴覚や臭覚で異常を感じ取る頻度が減るなど、若い世代では機械に頼らず危機管理対策を取れる能力が低下しているという。このため同社では若い世代が経験したことがない想定外のケースを設定することにした。



## 固定資産税

固定資産税とは、土地、建物のほか、製造装置などの償却資産(これらを総称して固定資産という)にかかる税。市町村が毎年1月1日時点の所有者に課す。その固定資産の価格をもとに算定される税額を固定資産の所在する市町村に納める。課税の基礎となる資産の評価額を実勢に近づけるため3年ごとに総務省が評価替えをしている。地方税全体の24%を占めており、地方の基幹税と位置づけられている。税額は課税標準額×税率(1.4%)。課税標準額となるのは、固定資産課税台帳に登録された価格。しかし、土地について税負担の調整措置が適用される場合や、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合は、価格よりも低く課税標準額が算定される。



# 経営者保証に関する ガイドラインについて —— 本年2月から適用開始

日本商工会議所と全国銀行協会が昨年公表した「経営者保証に関するガイドライン」が本年2月より適用開始となりました。中小企業の経営者に対して金融機関はできる限り個人保証を求めないこととし、経営者の負担を軽くして事業展開や再生を後押しするというものです。そこで今回は「経営者保証に関するガイドライン」の主な内容について取り上げます。

## ●ガイドラインの主な内容●

- ・法人と個人が明確に分類されている場合などは、できる限り経営者の個人保証を求めない
- ・経営者が私的整理を決断した場合、従来の自由財産(99万円)に加え、金融機関は年齢等に応じて一定の生活費(100~360万円)や「華美でない自宅」は手元に残すことを検討
- ・私的整理になったとしても一律に経営者の交代を求めない

### ■借り入れのある中小企業の

### 9割が個人保証

個人保証とは、経営者の個人財産によって銀行から借りた資金の返済を保証することです。担保となる不動産などを持たない中小企業が金融機関より融資を受ける際、経営者保証(個人保証)を求められることは、半ば慣習になっています。中小企業庁が昨年実施した実態調査の結果によれば、借り入れのある中小企業の約9割が個人保証を求められています。万が一、経営が悪化して融資の返済ができないと自宅などが差し押さえられる可能性があります。そのため、経営者は個人資産まで失うこと

を恐れて早期の事業再生をためらい、かえって損害の拡大を招くケースがあります。この経営者保証の存在が事業再生の壁となっていると問題視されていました。

このような状況下、経営者保証について、保証契約を締結する際に企業経営者と債権者側である金融機関とが互いに自主的なルールを定めました。それが昨年公表された「経営者保証に関するガイドライン」です。そして本年2月1日より適用開始となりました。

ガイドラインでは、金融機関が融資する際に中小企業の資産や収益で借入金の返済が可能と判断したり、財務状況に関する信頼性の高い情報の開示・説明を受けるなど、一定の要件を満たせば個人保証を求めないことにしました。

このガイドラインには、法的な拘束力はありませんが、金融庁は関係各機関がこの内容を自発的に尊重し、遵守するよう要請しています。

### ■個人保証に関する取り決め

経営者の個人保証に関する具体的な内容としては、  
①法人と個人が明確に分類されている場合など、できる限り経営者の個人保証を求めないこと。

②個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万~360万円)を残すことや、「華美でない自宅」に住み続けられることなどを検討すること。

③保証債務の一部履行後に残存する保証債務の免除について、一定の要件を満たす場合には、金融機関は債務の免除を検討すること。

また、経営者の責任に関しては、私的整理(金融機関などとの話し合いで企業を再建しようとする事)になっただけで一律に交代を求めず、「経済合理性が認められる場合」には引き続き経営に携われるようになりました。

ガイドラインに従って債務整理を行った保証人については信用情報登録機関への報告、登録をしないこととしています。

ガイドラインの詳細は、日本商工会議所及び全国銀行協会のHPをご参照ください。

- ・ 日本商工会議所HP  
<http://www.jcci.or.jp/news/2014/0116130000.html>
- ・ 全国銀行協会HP  
<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/01/16130000.html>



# ■少額投資非課税制度 NISA (ニーサ) の メリットと注意点

2014年1月から少額投資非課税制度(NISA=ニーサ)が始まり、現在、口座の開設数は400万件を超える見込みで、個人投資家から大変注目されています。しかし、NISAは投資である以上、メリットばかりでなくデメリットやリスクもあります。そこで今回はNISAのメリットと注意点について考えてみます。

通常、株式や投資信託などから得られた配当や譲渡益は所得税や地方税の課税対象となります。NISAは、毎年100万円を上限とする新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税にする制度です。しかし、NISAで非課税となるためには、条件や規定を知っておく必要があります。

■NISAのメリット

- ・NISA専用口座を使用して毎年100万円まで投資することができます。非課税投資総額は500万円(100万円×5年間)。
- ・株式譲渡利益や配当がどれほど生じてても、NISA口座内にある場合は上限なく非課税となります。
- ・NISA口座内で生じた損益につ

いて確定申告する必要はありません。

## ■NISAの注意点

・商品売却しても「非課税枠」を再び使うことはできない

例えば、2014年に100万円の投資をNISA口座で行ったとします。同年、その100万円の商品売却して、再度、同じNISA口座で投資をしようと思っても、その年は非課税枠の100万円を使いきっているため、他の口座でしか運用することができません。

また、仮に今年80万円の投資を行い、20万円の非課税枠が残っているからといって、その枠を翌年に繰り越して、翌年は120万円投資するということはできません。

・他の一般口座や特定口座の株式と

損益通算はできない

通常、上場株式等の売却損は、その年の譲渡益や配当と損益通算したり、損失を翌年以降繰り越したりすることができません。しかし、NISAで運用する場合は、損失も利益もなかったものとみなされ、損失がでたとしても繰り越すことができません。

・現在運用中の商品をNISA口座に移すことはできない

新規投資が前提となるため、現在保有している特定口座で運用してい

る商品をNISA口座に組み入れることはできません。

## ■非課税期間終了後の取り扱い

非課税期間が終了すると、非課税口座で保有していた上場株式等は、自動的に他の口座(特定口座等)に移管され、移管後に受け取る譲渡益や配当は、課税の対象となります。この場合、移管された上場株式等の取得価額は、移管された時の価格となりますので注意が必要です。

## 1. NISAの特徴

利用できる人	20歳以上の国内居住者
利用するための口座	NISA専用口座 新規開設が必要
口座開設	全金融機関で一人1口座
NISA対象商品	上場株式(日本株、外国株)、REIT、株式投資信託など
投資金額	毎年100万円まで
非課税になるもの	対象商品の譲渡益、配当、分配金
非課税期間	投資した年から最長5年間

## 2. NISAの注意点

NISA専用口座	金融機関は当初4年間変更不可 銀行と証券会社などの重複開設は不可
金融商品	預金、国債、社債、保険などは対象外
投資資金・投資商品	新規投資のみ 特定口座などからの株式等の移管は不可
非課税枠	年間の未使用分は翌年に繰り越せない 売却した部分の枠は再利用不可
NISA口座での損失	他口座(一般口座や特定口座)との損益通算や損失の繰越控除は不可



# 消費税対策給付金 当選メールにご注意を！

財務省はこのほど、官公庁を装い消費税増税対策の一環として給付金が当選したという電子メールが届いたとの情報が寄せられたことから、注意を呼びかけています。

4月からの消費税率引上げに際し、「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」、「すまい給付金」が支給されることから、この制度を悪用した詐欺行為とみられます。具体的には、官公庁を装って給付金5億円が当選したので、その給付のために銀行口座等の個人情報を求める内容の電子メールとなっています。給付金詐欺に騙されないために、各制度の把握をしておきましょう。

## ■臨時福祉給付金

平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない人を対象に、暫定的・臨時的な措置として支給対象者1人につき1万円が支給されます。

申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村で、申請・支給手続きは、各市町村で現在準備中。多くの市町

村では住民税の算定が完了するのが6月頃のため、7月頃から順次支給が開始されるものと見込まれます。

## ■子育て世帯臨時特例給付金

基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であつて、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人を支給対象に、対象児童1人当たり1万円が支給されます。(臨時福祉給付金の対象者や生活保護の被保護者は除く)支給対象者は、原則として、基準日時点の住所地の市町村に対して支給の申請を行います。

## ■すまい給付金

平成26年度税制改正での住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対し、消費税率引上げによる住宅取得者の負担軽減のために現金が支給されます。申請は、全国に設置されているすまい給付金申請窓口への持参またはすまい給付金事務局への郵送により行います。

## 6月の税務と労務

### —税務—

- ★所得税の予定納税額の通知  
通知期限…6月16日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)  
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- ★5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(25年12月～26年5月分)の納付  
納期限…6月10日
- ★4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…6月30日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- ★10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)  
申告期限…6月30日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…6月30日

### —労務—

- ★労働保険の年度更新(7月10日まで)
- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…6月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…6月30日

ある老舗メーカーでは毎週、顧客から寄せられた不満や要望について、社長も含めた役員全員が経営会議の時間を使って目を通していきます。そして、必ずその会議中に対応方針を出し、さらに、その意思決定を全社員に公開しています。▼発想の原点にあるのは、問題はその場で解決するという「創業者目線」です。社員にその決断を公開することで、真に顧客に向けた意思決定をしているのか、経営者の姿勢を示すことにもなります。今解決すべきことを先延ば

## 創業者目線の復活

ししないという「創業者の目線」を取り戻すことが再成長には必要だといえます。▼創業者は、事業開始時に頼るべき人材も前例もなく、日々の問題に対して自らの頭で考え抜き、早急に意思決定しなければなりません。「自らの頭で考え、決断する」という姿勢は、まさに創業者が創業時に持っていた経営スタイルです。経営環境が厳しさを増す中、企業が成長していくためには、原点に立ち返った「創業者目線」の復活が鍵となります。